

令和7年2月27日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

庄原市長

市町村名 (市町村コード)	庄原市 (34210)
地域名 (地域内農業集落名)	西城 (五町、五日市、松ヶ平、大佐、小別当、荻野、的場、小坂、栗、大戸、大屋大戸、奥名、中平子、土井原、竹原、竹之河内、馬場瀬、丑之河、下今西、有田、本郷、一日市、亀崎、宮の段、兼利、胎蔵寺、小原、大原山、福山、八日市、清正、小原谷、重国谷、隠地、日南、法京寺、内京、別所、田鋤、長者原、尺田、塩田、本谷、寺谷、三田、二本柄、黒谷、今西、中迫)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月19日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

西城地域は市北東部、西城川の上流部に位置し、農用地は川沿いの平地部と、山間部の急傾斜地に広がっている。

水稻栽培が盛んな地域で、その他では、そば、園芸作物(菊、青ネギ等)も主な品目として栽培している。

地域を構成する大半の集落では、中山間集落協定や多面的活動組織を締結し各事業に取り組み、農地の維持保全活動を行っている。

耕作にあたっては、認定農業者や農業法人等の担い手が農地集積を行っているが、農業者の高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約するとともに、オペレーターなどの人員確保を検討していく必要がある。

また、鳥獣被害、豪雨災害の多発などが、農業者の継続した営農意欲の低下に大きな影響を及ぼしている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻、そばについて有機農業の取組を段階的に進めるため農地の集積・集約化を進め、さらに農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進める。また、地域コミュニティの活性化のため、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	660.52 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	660.52 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
目標地図に基づき、農地中間管理機構を通じた農地の貸借を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域や農業者の意向を踏まえ、必要に応じて検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から多様な経営体を募り、県や市、農業委員会やJAなどの関係機関と連携し、相談から定着まで継続した支援に取り組み、担い手として育成する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
効率化が期待できる作業については、業者委託も検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣害被害の防止のため、防除柵等を設置及び適切な点検・管理を行うとともに、鳥獣の活動範囲が拡大しないよう、荒廃農地の抑制に取り組む。
- ③スマート農業などの新しい技術を活用し、作業効率の向上や省力化を図る。
- ⑦中山間地域直接支払交付金事業や多面的機能支払交付金事業に継続して取り組み、集落内の農地の保全や農業用施設(水路・農道)の維持管理を行う。